

令和3年度
司法書士

本試験問題
と詳細解説


V 東京法経学院

[R] 〈公益社団法人 日本複製権センター 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人 日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://jrcc.or.jp>／電話：03-6809-1281〉

「令和3年度司法書士本試験問題と詳細解説」の発刊にあたって

令和3年度司法書士試験が、令和3年7月4日（日）に実施されました。

司法書士試験の出願者数は、平成22年度の33,166人をピークに毎年減少傾向にあり、今年度の出願者数も14,988人となりました。

この中で上位600名前後の選ばれた方のみが合格という栄冠を勝ち取ります。

令和3年度に筆記試験を受験された皆様は、これまでの学習成果を十分に発揮され、全力を尽くされたこととは思いますが、自己の成績を正確に把握するとともに、実施された筆記試験を分析・復習する必要があります。また、次年度以降、司法書士試験を目指される皆様には、令和3年度の本試験の出題傾向並びに、その問題レベル等を知ることは、今後の学習の手がかりをつかむうえで必須作業です。

本書は、令和3年度司法書士筆記試験の択一式70問・記述式2問の全問題並びにその解答番号・解答例とポイント解説を掲載しておりますので、令和3年度試験の検討並びに次年度試験対策資料として、幅広くご活用いただけます。

令和3年8月

東京法経学院 編集部

(注) 本書は、令和3年度司法書士筆記試験に出題された問題をベースに、解答等を加えて編集した当社のオリジナル出版物です。収録されている問題・解説・解答例等について、無断で複製・複写することを固く禁じます。

令和3年度 司法書士 本試験問題と詳細解説

目次

択一式解答番号・出題のテーマ	6
受験データ	8

【問題編】

午前の部	11
午後の部	47
記述式問題答案用紙	116

【解説編】

午前の部	123
憲法 民法 刑法 商法・会社法	
午後の部	175
民事訴訟法・民事保全法・民事執行法	
司法書士法 供託法 不動産登記法	
商業登記法	
不動産登記（記述式）	224
商業登記（記述式）	241

令和3年度 司法書士試験 択一式解答番号・出題のテーマ一覧
【午前の部】

科目	問題番号	解答	難易度	問題形式	出題のテーマ
憲法	第1問	3	★☆☆	B	思想・良心の自由と信教の自由
	第2問	4	★☆☆	B	経済的自由
	第3問	3	★☆☆	B	内閣
民法	第4問	2	★☆☆	B	成年後見制度
	第5問	2	★☆☆	B	錯誤
	第6問	1	★☆☆	B	消滅時効
	第7問	5	★★☆	B	土地の所有権又は賃借権に基づく請求権
	第8問	3	★☆☆	B	物権変動
	第9問	1	★☆☆	B	占有訴権
	第10問	1	★☆☆	B	地上権又は地役権
	第11問	2	★☆☆	B	先取特権
	第12問	4	★☆☆	B	権利質
	第13問	5	★☆☆	B	抵当権の効力
	第14問	5	★☆☆	B	根抵当権
	第15問	4	★☆☆	B	譲渡担保権
	第16問	2	★☆☆	B	弁済
	第17問	4	★☆☆	B	相殺
	第18問	4	★☆☆	B	売買
	第19問	5	★☆☆	B	賃貸借
	第20問	3	★☆☆	B	婚姻又は離婚
	第21問	4	★☆☆	B	親権
	第22問	5	★☆☆	B	遺産分割等
	第23問	3	★★☆	B	遺言執行者
刑法	第24問	1	★★☆	B	故意
	第25問	5	★☆☆	B	強盗罪
	第26問	4	★☆☆	B	盗品等に関する罪
商法・会社法	第27問	5	★☆☆	B	株式会社の設立
	第28問	4	★★★	B	特別支配株主の株式等売渡請求
	第29問	3	★☆☆	A	新株予約権
	第30問	5	★☆☆	B	会計参与設置会社
	第31問	3	★★☆	B	監査等委員会設置会社
	第32問	2	★☆☆	B	株式会社の事業譲渡等
	第33問	4	★☆☆	B	持分会社
	第34問	4	★☆☆	B	会社の公告
	第35問	1	★★★	B	倉庫営業

* 難易度は、★☆☆＝易、★★☆＝やや難、★★★＝難を示しています。

出題形式は、A＝一肢選択問題、B＝組合せ問題を示しています。

【午後の部】

科目	問題番号	解答	難易度	問題形式	出題のテーマ
民訴	第1問	2	★☆☆	B	訴訟能力・法定代理
	第2問	1	★★☆	B	期日及び期間
	第3問	4	★★☆	B	訴訟行為の方式
	第4問	3	★☆☆	B	書証
	第5問	2	★★☆	B	判決又は決定
民保	第6問	2	★★☆	B	保全命令全般
民執	第7問	3	★☆☆	B	強制執行全般
司士	第8問	3	★☆☆	B	司法書士又は司法書士法人の業務
供託法	第9問	1	★★☆	B	供託所の管轄
	第10問	4	★☆☆	B	弁済供託
	第11問	4	★☆☆	B	供託金の利息の払渡し
不動産登記法	第12問	2	★☆☆	B	登記の申請
	第13問	4	★★☆	B	官庁又は公署が行う登記の嘱託
	第14問	2	★★☆	B	登記官の職権による登記の抹消
	第15問	2	★☆☆	B	登記の目的及び登記原因
	第16問	4	★★☆	B	図面等の添付情報
	第17問	5	★☆☆	B	登記識別情報の通知
	第18問	5	★☆☆	B	所有権の移転の登記
	第19問	1	★★☆	B	相続又は遺贈を登記原因とする所有権の移転の登記
	第20問	5	★☆☆	B	所有権の登記の抹消
	第21問	1	★☆☆	B	抵当権の設定の登記の抹消の申請
	第22問	3	★☆☆	B	根抵当権の元本確定の登記
	第23問	1	★★☆	B	敷地権付き区分建物の登記
	第24問	5	★☆☆	B	配偶者居住権の登記
	第25問	1	★☆☆	B	不正な登記の防止
	第26問	2	★★☆	A	仮登記の本登記に必要な登記の登録免許税
	第27問	5	★★☆	B	登録免許税
商業登記法	第28問	1	★☆☆	B	発起設立の方法による株式会社の設立の登記
	第29問	5	★☆☆	B	株式会社の役員等の変更の登記
	第30問	1	★☆☆	B	募集株式の発行による変更の登記
	第31問	1	★★☆	B	株式会社の吸収合併による変更の登記
	第32問	2	★★☆	B	株主リスト
	第33問	2	★☆☆	B	持分会社の登記
	第34問	5	★☆☆	B	一般財団法人の登記
	第35問	4	★☆☆	B	登録免許税

◆ 受験データ

I 令和3年度の出願状況について

令和3年度司法書士試験の出願者数は昨年度に比して557人増、増減率で3.9%増の14,988人となった。

II 過去5年間の出願者数及び合格者数等の変遷

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出願者数 (人)	20,360 － 1,394	18,831 － 1,529	17,668 － 1,163	16,811 － 857	14,431 － 2,380
合格者数 (人)	660 － 47	632 － 28	620 － 12	606 － 14	593 － 13
合格率 (%)	3.2 ± 0	3.4 + 0.1	3.5 + 0.1	3.6 + 0.1	4.1 + 0.5

※合格率は、出願者数に対する合格者数の割合です。

III 過去3年間の合格基準点

年度	合格基準点
平成30年度	満点280点中212.5点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中78点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中72点、記述式問題については、満点70点中37.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。
令和元年度	満点280点中197.0点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中66点、記述式問題については、満点70点中32.5点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。
令和2年度	満点280点中205.5点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中72点、記述式問題については、満点70点中32.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。

令和 3 年度
司法書士試験

問題編▶

午前の部 問題

憲 法
民 法
刑 法
商 法 ・ 会 社 法

午後の部 問題

民 事 訴 訟 法
民 事 保 全 法
民 事 執 行 法
司 法 書 士 法
供 託 法
不 動 産 登 記 法
商 業 登 記 法
不 動 産 登 記 記 述 式
商 業 登 記 記 述 式

午前の部 問題

第1問 思想・良心の自由又は信教の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした宗教法人に対し、裁判所が解散を命ずることは、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わせ、信者の宗教上の行為を法的に制約するものとして、信教の自由を保障する憲法第20条第1項に違背する。

イ 公立学校において、学生の信仰を調査詮索し、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されないが、学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合に、学校が、その理由の当否を判断するため、単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることは、公教育の宗教的中立性に反するとはいえない。

ウ 憲法第20条第3項の政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではないから、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条第1項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条第2項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない。

エ 企業が、労働者の採否を決定するに当たり、労働者の思想、信条を調査し、労働者からこれに関連する事項についての申告を求めることは、労働者の思想、信条の自由を侵害する行為として直ちに違法となる。

オ 裁判所が、名誉毀損の加害者に対し、事態の真相を告白し陳謝の意を表明する内容の謝罪広告を新聞紙に掲載するよう命ずることは、加害者の意思決定の自由ないし良心の自由を不当に制限するものとして許されない。

(参考)

憲法

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第2問 経済的自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 職業の許可制は、一般に、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課すもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、それが社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合に限り合憲となる。

イ 国が、積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もって社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図る目的で、立法により、個人の経済活動に対し、一定の法的規制措置を講ずる場合には、裁判所は、立法府がその裁量権を逸脱し、当該措置が著しく不合理であることの明白である場合に限り、これを違憲とすることができる。

ウ 憲法第22条第2項の外国に移住する自由は、移住を目的として生活の本拠を恒久的に外国へ移転する自由を含むが、単に外国へ一時旅行する自由を含むものではない。

エ 私有財産が公共のために用いられた場合であっても、その補償について定められた法令の規定がないときは、直接憲法第29条第3項を根拠にして補償請求をすることはできない。

オ 憲法第29条第3項の補償を要する場合とは、特定の人に対し特別に財産上の犠牲を強いる場合をいい、公共の福祉のためにする一般的な制限である場合には、原則として補償を要しない。

(参考)

憲法

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第3問 次の対話は、内閣に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 内閣は、行政権の行使について、どのような責任を負いますか。

学生：ア 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負います。

教授： 衆議院で内閣不信任決議案を可決した場合には、どのような効果が生じますか。

学生：イ 衆議院で内閣不信任決議案が可決された場合には、内閣は、直ちに総辞職をしなければなりません。

教授： 内閣総理大臣の指名については、憲法上どのように定められていますか。

学生：ウ 内閣総理大臣は、国会議員の中から、国会の議決で指名されますが、衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び指名の議決がされたときは、衆議院の議決が国会の議決となります。

教授： 国務大臣の任命については、憲法上どのように定められていますか。

学生：エ 内閣総理大臣が国務大臣を任命しますが、国務大臣の過半数は、国会議員の中から選ばれなければなりません。

教授： 内閣総理大臣は、行政各部に対し指示を与える権限を有しますか。

学生：オ 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指示を与える権限を有します。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

令和 3 年度
司法書士試験

解説編▶

午前の部 解説

憲 法
民 法
刑 法
商 法 ・ 会 社 法

午後の部 解説

民 事 訴 訟 法
民 事 保 全 法
民 事 執 行 法
司 法 書 士 法
供 託 法
不 動 産 登 記 法
商 業 登 記 法
不動産登記記述式
商業登記 記述式

1 解説編における条文の表記（略記）

本文カッコ書きの法条数については、条数はアラビア数字によって、項数はローマ数字によって、号数は丸囲みの数字によって略記した。

（例）民111 I ①＝民法第111条第1項第1号

2 解説編における主な法令等の略記

本文中の表記	法令名	本文中の表記	法令名
（一般法人○）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	（商登○）	商業登記法
（一般法人登記規○）	一般社団法人等登記規則	（商登規○）	商業登記規則
（会○）	会社法	（信託○）	信託法
（会計規○）	会社計算規則	（人訴○）	人事訴訟法
（会施規○）	会社法施行規則	（整備○）	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
（供託○）	供託法	（宅建業○）	宅地建物取引業法
（供託規○）	供託規則	（登録税○）	登録免許税法
（刑○）	刑法	（破産○）	破産法
（憲○）	日本国憲法	（不登○）	不動産登記法
（工抵登規○）	工場抵当登記規則	（不登規○）	不動産登記規則
（国徴○）	国税徴収法	（不登令○）	不動産登記令
（国通○）	国税通則法	（民○）	民法
（裁○）	裁判所法	（民執○）	民事執行法
（司書○）	司法書士法	（民訴○）	民事訴訟法
（司書規○）	司法書士法施行規則	（民訴規○）	民事訴訟規則
（宗教○）	宗教法人法	（民保○）	民事保全法
（商○）	商法	（民保規○）	民事保全規則

午前の部 解説

憲法

第1問 正解▶ 3 難易度 ★☆☆

本問は、思想・良心の自由と信教の自由に関する出題である。

- ア 誤り。宗教法人の解散命令と信教の自由との関係につき、判例（最決平成8・1・30、宗教法人オウム真理教解散命令事件）は、「宗教法人法第81条に規定する宗教法人の解散命令の制度も、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為（宗教81 I ①）や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為（宗教81 I ②前段）があった場合、あるいは、宗教法人ないし宗教団体としての実体を欠くに至ったような場合（宗教81 I ②後段・③～⑤）には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにしたものであり、会社の解散命令（会824）と同趣旨のものであると解される。したがって、解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもない。即ち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである」と判示している。したがって、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした宗教法人に対し、裁判所が解散を命ずることは、「信者の宗教上の行為を法的に制約する」ものとして、信教の自由を保障する憲法第20条第1項に「違背する」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。
- イ 正しい。剣道実技履修拒否事件において、判例（最判平成8・3・8）は、「公立学校において、学生の信仰を調査詮索し、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されないものであるが、学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合に、学校が、その理由の当否を判断するため、単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることは、公教育の宗教的中立性に反するとはいえない」としている。したがって、本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。
- ウ 正しい。自衛官合祀事件において、判例（最大判昭和63・6・1）は、「憲法第20条第3項の政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自

由そのものを直接保障するものではなく、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障することにより、**間接的に**信教の自由を確保しようとするものである（最大判昭和52・7・13）。したがって、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条第1項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条第2項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、**私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない**」と判示している。したがって、本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

エ 誤り。三菱樹脂事件において、判例（最大判昭和48・12・12）は、「憲法は、第22条、第29条等において、財産権の行使、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできない」としている。そして、「企業者が雇用の自由を有し、思想、信条を理由として雇入れを拒んでもこれを目して違法とすることができない以上、**企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、これを法律上禁止された違法行為とすべき理由はない**」としている。したがって、企業が、労働者の採否を決定するに当たり、労働者の思想、信条を調査し、労働者からこれに関連する事項についての申告を求めることは、労働者の思想、信条の自由を「侵害する行為」として「直ちに違法となる」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

オ 誤り。謝罪広告の合憲性につき、判例（最大判昭和31・7・4）は、「謝罪広告を掲載することを命ずる判決は、**その広告の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものである場合には、憲法第19条、第21条に違反しない**」としている。したがって、事態の真相を告白し陳謝の意を表明する内容の謝罪広告を新聞紙に掲載するよう命ずることも、加害者の意思決定の自由ないし良心の自由を不当に制限するものとして「許されない」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

以上により、判例の趣旨に照らし正しいものは、イ及びウであるから、3が正解となる。

第2問 正解▶ 4 難易度 ★☆☆

本問は、経済的自由に関する出題である。

ア 誤り。職業の許可制につき、判例（最大判昭和50・4・30）は、「職業の許可制は、法定の条件をみたし、許可を与えられた者のみにその職業の遂行を許し、それ以外の者に対してはこれを禁止するものであって、職業の自由に対する公権力による制限の一態

様である。このような許可制が設けられる理由は多種多様で、それが憲法上是認されるかどうかとも一律の基準をもって論じがたいことは先に述べたとおりであるが、一般に許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定しうするためには、原則として、重要な公共の利益のために必要、かつ合理的な措置であることを要し、また、それが**社会政策ないしは経済政策上の「積極的な目的のための措置」**ではなく、**自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための「消極的、警察的措置」**である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては上記の目的を十分に達成することができないと認められることを要するものというべきである」としている。したがって、本肢は、職業の許可制は、「消極的、警察的措置である場合に限り」合憲となるとしている点が、判例の趣旨に照らし誤っている。

- イ 正しい。小売商業調整特別措置法違反事件において、判例（最大判昭和47・11・22）は、「憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的發展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである。このような点を総合的に考察すると、憲法は、国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定しているものといえることができ、個人の経済活動の自由に関する限り、個人の精神的自由等に関する場合と異なって、上記社会経済政策の実施の一手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと、憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当であり、国は、積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もって社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図るために、立法により、個人の経済活動に対し、一定の規制措置を講ずることも、それが上記目的達成のために必要かつ合理的な範囲にとどまる限り、許されるべきであって、決して、憲法の禁ずるところではないと解すべきである。もっとも、個人の経済活動に対する法的規制は、決して無制限に許されるべきものではなく、その規制の対象、手段、態様等においても、自ら一定の限界が存するものと解するのが相当である。ところで、社会経済の分野において、法的規制措置を講ずる必要があるかどうか、その必要があるとしても、どのような対象について、どのような手段・態様の規制措置が適切妥当であるかは、主として立法政策の問題として、立法府の裁量的判断にまつほかはない。というのは、法的規制措置の必要の有無や法的規制措置の対象・手段・態様などを判断するにあたっては、その対象となる社会経済の実態についての正確な基礎資料が必要であり、具体的な法的規制措置が現実の社会経済にどのような影響を及ぼすか、その対象となる社会経済の実態についての正確な基礎資料が必要であり、具体的な法的規制措置が現実の社会経済にどのような影響を及ぼすか、その利害得失を洞察す

るとともに、広く社会経済政策全体との調和を考慮する等、相互に関連する諸条件についての適正な評価と判断が必要であって、このような評価と判断の機能は、まさに立法府の使命とするところであり、立法府こそがその機能を果たす適格を具えた国家機関であるというべきであるからである。したがって、上記に述べたような個人の経済活動に対する法的規制措置については、立法府の政策的技術的な裁量に委ねるほかはなく、裁判所は、立法府の当該裁量的判断を尊重するのを建前とし、ただ、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲として、その効力を否定することができるものと解するのが相当である」と判示している。したがって、国が、積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もって社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図る目的で、立法により、個人の経済活動に対し、一定の法的規制措置を講ずる場合には、裁判所は、「立法府がその裁量権を逸脱し、当該措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って」、これを違憲とすることができるとする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

ウ 誤り。「外国旅行（海外渡航）の自由」が憲法のどの条項で保障されるかについては争いがあり、憲法第22条第1項により保障されているとする説（1項説）と同条第2項により保障されているとする説（2項説）がある。「1項説」は、2項の「外国に移住する自由」は、文理上も、また、国籍離脱の自由と並べて保障されている位置の上からも、「永久にもしくは少なくとも相当長期にわたって外国に移住する目的をもって日本国の主権から事実上半ば離脱することの自由を意味する」とし、そのように考えると、一時的な外国旅行の自由は、「1項」の移転の自由に含まれると解する。これに対し、「2項説」は、1項は国内における移動の自由、2項は国外への移動の自由を保障した規定であるとし、「外国に移住する」ことも、外国に定住するための海外渡航であるから、その中に一時的な海外渡航（外国旅行）を含めて解することができるとする。この点、判例（最大判昭和33・9・10）は、2項説の見解を採用して、「憲法第22条第2項の『外国に移住する自由』には外国へ一時旅行する自由をも含むものと解すべきである」としている。したがって、憲法第22条第2項の外国に移住する自由は、移住を目的として生活の本拠を恒久的に外国へ移転する自由を含むが、「単に外国へ一時旅行する自由を含むものではない」とする本肢は、判例によれば誤っている。

エ 誤り。河川附近地制限令事件において、判例（最大判昭和43・11・27）は、補償規定のない財産権制限立法も憲法第29条第3項を直接の根拠として請求する余地があるので、憲法第29条第3項に反しないと判断している。したがって、私有財産が公共のために用いられた場合であっても、その補償について定めた法令の規定がないときは、「直接憲法第29条第3項を根拠」にして補償請求をすることは「できない」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

オ 正しい。河川附近地制限令事件において、判例（最大判昭和43・11・27）は、河原

における砂利の採取を「特定の人に対し、特別に財産上の犠牲を強いるものとはいえないから、この程度の制限を課するには損失補償を要件とするものではなく」としつつ、相当の資本を投入して従来からその事業を行ってきた者について「その財産上の犠牲は、公共のために必要な制限によるものとはいえ、単に一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲をこえ特別の犠牲を課したものとみる余地が全くないわけではない」として、補償が必要とされる可能性があるかと判断している。ここでは、補償の要否として、特別の犠牲を課したか否かが問題とされている。したがって、憲法第29条第3項の補償を要する場合とは、特定の人に対し特別に財産上の犠牲を強いる場合をいい、公共の福祉のためにする一般的な制限である場合には、原則として補償を要しないとする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

以上により、判例の趣旨に照らし正しいものは、イ及びオであるから、4が正解となる。

第3問 正解▶ 3 難易度 ★☆☆

本問は、内閣に関する出題である。

- ア 正しい。内閣は、行政権の行使について、国会に対し「連帯」して責任を負うと規定されている（憲66Ⅲ）。したがって、本肢の学生の解答は、正しい。なお、憲法第66条第3項の責任は、法的責任ではなく、「政治的責任」であると解されている。法的責任があるとするならば、刑事責任や民事責任のように、責任を問われるべき行為の要件と責任の内容（効果）があらかじめ明確に決まっていることが必要であるが、憲法第66条第3項においては、これらがともに明確に規定されていないからである。
- イ 誤り。内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、「総辞職」をしなければならないと規定されている（憲69）。したがって、衆議院で内閣不信任決議案が可決された場合には、内閣は、「直ちに」総辞職をしなければならないとする本肢の学生の解答は、誤っている。
- ウ 誤り。内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する（憲67Ⅰ前段）としている点は正しいが、衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合は、法律案の議決の場合（憲56Ⅱ）とは異なり、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とするとされている（憲67Ⅱ）。したがって、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び指名の議決がされたときは、衆議院の議決が国会の議決となるとする本肢の学生の解答は、誤っている。
- エ 正しい。国务大臣の任命については、「内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、

その過半数は、「国会議員」の中から選ばなければならない。」と規定されている（憲68 I）。したがって、本肢の学生の解答は、正しい。

オ 正しい。内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督する権限を有する（憲72）が、内閣法第6条は、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」と規定している。そこで、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合にも、内閣総理大臣は、行政各部に対し指示を与える権限を有するかが問題となるが、判例（最判平成7・2・22）は、「閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため、内閣総理大臣は、少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し指示を与える権限を有する」と判示している。したがって、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、「内閣の明示の意思に反しない限り」、行政各部に対し、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指示を与える権限を有するとする本肢の学生の解答は、判例の趣旨に照らし正しい。

以上により、学生の解答のうち判例の趣旨に照らし誤っているものは、イ及びウであるから、3が正解となる。